

保 育 所 等 入 所 調 整 点 数 表

【基本点 表A】

保育の必要な理由			基本点		
1	就労 ※1 ※2	・被雇用者 ・自営業 ・在宅勤務 ・内職	月160時間以上	100	
			月140時間以上160時間未満	90	
			月120時間以上140時間未満	80	
			月100時間以上120時間未満	70	
			月90時間以上100時間未満	60	
			月80時間以上90時間未満	50	
			月64時間以上80時間未満	40	
2	妊娠・出産		100		
3	疾病・障がい	疾病	入院(1ヶ月以上)	100	
			居宅内療養	常時臥床、精神性、感染性	100
				長期療養(安静)	80
		一般加療(通院)	50		
		障がい	身体障がい1・2級 精神障がい1・2級 知的障がいA	100	
身体障がい3級 精神障がい3級 知的障がいB	50				
4	介護・看護 ※3	児童の保護者が親族等(長期入院等の親族を含む。)を常時介護又は看護している場合	40～100		
5	災害復旧に当たっている		100		
6	求職活動(起業の準備準備を含む)を継続的に行っていること		20		
7	就学※3	在学中(職業訓練・技能習得含む)	40～100		
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合(要支援家庭)	状況に応じ判断		
9	育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用していること	20		
10	市長特認	その他市長が必要と認める場合	状況に応じ判断		

- ※1 居宅外就労の場合、通勤時間として就労1日あたり1時間を加える。
- ※2 通勤時間を除く就労時間が月64時間未満の場合は、「6 求職活動」とする。
- ※3 1の就労に準ずる。(介護・看護、就学に加え就労している場合、合算時間を算出)

【補正点 表B】

項目		調整点	
1	ひとり親世帯	30	
2	育児休暇・産後休暇明け	25	
3	兄弟・姉妹が既に希望施設に入所している場合	30	
4	兄弟・姉妹が同時に入所希望する場合(3人以上、双生児)	15	
5	兄弟・姉妹が同時に入所希望する場合(3人未満)	10	
6	3人以上子どもがいる場合(※4)	5	
7	保護者が市内の保育所等で保育士等として勤務する場合(※5)	月160時間以上	100
		月120時間以上160時間未満	40
		月64時間以上120時間未満	20
8	生活保護世帯で自立支援のため必要と認められる場合	10	
9	地域型保育事業などの卒園者が連携施設に入所する場合(求職要件の申込み者を除く)	優先入所	
10	同居している61歳未満の祖父母等親族が保育可能	-20	

- ※4 0歳～年度内に18歳に達する子どもの人数。
- ※5 保育士または幼稚園教諭の資格があり、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所で勤務する保育士または幼稚園教諭に限る。

【同点の場合の優先度 表C】

- ① 就労時間(就労要件の場合のみ)
- ② 基本点の高い順
- ③ 階層区分の低い世帯
- ④ 世帯の状況から総合的に判断

○基本点について
表A 1～10のうち、**該当するひとつを選択**します。
複数該当する場合は点数の高い事由を選択します。
父または母の**基本点の低い方**を当該世帯の基本点とします。

○補正点について
表B 1～10のうち、**該当するすべてを選択**します。

○入所の優先順位について
基本点と補正点の合計点が高い順に入所調整を行い、
同点の場合は、**表Cにより優先度を判断**します。